

## 瀬戸市中心市街地活性化事業費補助金交付要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、中心市街地における市街地の整備改善等に寄与する事業（以下「中心市街地活性化事業」という。）を行う者（以下「施行者」という。）に対し、瀬戸市中心市街地活性化事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、中心市街地活性化の実現に資することを目的とする。

### (対象区域)

第2条 中心市街地活性化事業の対象区域は、次に掲げる区域とする。

- (1) 小狭間坂街なみ協定区域 平成14年7月1日付14瀬都整第208号で、瀬戸市長が承認した小狭間坂街なみ協定書（平成14年7月1日施行）に定める区域をいう。
- (2) 炎護路街なみ協定区域 平成19年10月31日付19瀬都整第820号で、瀬戸市長が承認した炎護路街なみ協定書（平成19年10月31日施行）に定める区域をいう。
- (3) 暮らしっくストリート街なみ協定区域 平成13年7月10日付13瀬都整第421号で、瀬戸市長が承認した暮らしっくストリート街なみ協定書（平成13年7月1日施行）に定める区域をいう。

### (補助対象)

第3条 この要綱に基づく補助の対象となる事業は、中心市街地活性化事業のうち、別表1に定める整備基準に適合し、かつ、道路その他の公共施設から見ることができ領域（以下「準公共空間」という。）で行う次に掲げるものとする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築等
- (2) 工作物等の新築、増築、改築等
- (3) その他市長が必要と認めるもの

### (補助金の額)

第4条 この要綱に基づく補助金の額は、中心市街地活性化事業に要する費用の3分の2以内の額で、100万円を限度とし、予算の範囲内において交付するものとする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

### (補助金の交付申請)

第5条 この要綱に基づき補助金の交付を受けようとする施行者は、中心市街地活性化事業費補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の施行者は、同項に規定する申請書に、別表2に規定する施行者の区分ごとに規定する提出書類を添付し、提出しなければならない。

### (補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、これを審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、中心市街地活性化事業費補助金交付決定書（第2号様式）により、当該申請書を提出した施行者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、適当でないと認めたときは、補助金の不交付を決定し、中心市街地活性化事業費補助金不交付決定書（第3号様式）により、当該申請書を提出した施行者に通知するものとする。

### **(事業の変更等)**

第7条 前条の規定により決定の通知を受けた施行者（以下「交付施行者」という。）

は、補助金を受ける事業を変更又は中止するときは、中心市街地活性化事業費補助金事業変更・中止承認申請書（第4号様式）により、市長に承認を受けなければならない。

### **(変更等の承認)**

第8条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、これを審査し、適当と認めたときは、中心市街地活性化事業費補助金事業変更・中止承認通知書（第5号様式）により、当該申請を提出した交付施行者に通知するものとする。

### **(完了期限)**

第9条 交付施行者は、補助対象となる事業を当該年度の3月31日までに完了しなければならない。

### **(事業完了期日の変更)**

第10条 交付施行者は、補助対象となる事業が期日までに完了しない場合は、速やかに中心市街地活性化事業費補助金事業完了期日変更報告書（第6号様式）を提出し、市長の指示を受けなければならない。

### **(遂行命令等)**

第11条 市長は、必要があると認めたときは、交付施行者に対し報告を求め、又は職員に実地検査させ、必要な指示をすることができる。

2 市長は、交付施行者が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従って事業を遂行していないと認めたときは、当該交付施行者に対し、これらに従って事業を遂行すべきことを命じることができる。

3 市長は、交付施行者が前項の命令に違反したときは、当該交付施行者に対し、事業の遂行の一時停止を命じることができる。

### **(実施報告)**

第12条 交付施行者は、補助金事業が完了したときは、事業完了の日から起算して15日以内又は4月10日のいずれか早い期日までに中心市街地活性化事業費補助金事業完了実績報告書（第7号様式）を提出しなければならない。

### **(補助金の交付)**

第13条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を検査し、適当と認めたときは、交付施行者の中心市街地活性化事業費補助金請求書（第8号様式）による請求に基づき、補助金を交付するものとする。ただし、市長が事業の運営上必要と認めたときは、交付決定額の範囲内において交付施行者の中心市街地活性化事業費補助金概算払請求書（第9号様式）による請求に基づき、概算払いにより交付することができる。

### **(交付決定の取消又は補助金の返還)**

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当した場合は、交付施行者に対し、補助金の交付の決定の全部、若しくは一部を取り消し、又は既に補助金を交付しているときは、その交付した金額の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に基づき提出された中心市街地活性化事業費補助金交付申請書等の内容に虚偽があったとき。

(2) 交付施行者が法令に違反する行為を行ったとき。

- (3) 第11条の規定により事業の遂行の一時停止を命じる場合において、当該交付施行者が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合させる措置を期日までに執らないとき。
- (4) 前条ただし書の概算払いにより交付した額が、第12条に規定する実績報告の額を上回るとき。
- (5) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

**(帳簿類の整備)**

第15条 交付施行者は、中心市街地活性化事業に係る収支等を明らかにした帳簿類を備え、随時提出できるようにしなければならない。

- 2 施行者は、前項に定める帳簿類を中心市街地活性化事業が完了した会計年度の末日から起算して10年間保存しなければならない。

**附 則**

この要綱は、平成12年11月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の各要綱の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表1 (第3条関係)

		整備基準	
		守るべきこと (準推奨基準)	守ったほうが良いこと (推奨基準)
基本事項		○建築物又は門、垣、塀などの道路などの公共空間から直接見える部分には、「やきもの」を取り入れる。	○染付を用いる。
建築物	高さ	○3階建て以下を基本とする。	○屋根や庇の高さは、隣り合う建物と合わせ、屋根や庇のラインが連続するようにする。
	外観・規模	○外観は下町情緒の感じられる建築様式とする。	○外観に格子のデザインを取り入れる。
	屋根・庇	○黒色、灰色又はそれに準じた色彩の傾斜屋根とする。	○道路に面する1階部分には庇を設け、目線の高さでの屋根や庇のラインが連続するようにする。
	外壁	○黒色、灰色又は茶色系の落ち着いた色彩、素材とする。	○装飾的に木製や土壁などを用いる。
	玄関周り・出入口	○コンクリートの場合は、洗出し又は同等の仕上げとする。	○やきものを取り入れたデザインとする。
	建築設備	○建築設備が、道路などの公共空間から直接見えないようにする。	○目隠しなどは、格子のデザインを取り入れる。
工作物等	屋外広告物	○派手な色彩は避ける。	○3色以上の原色の使用は避ける。 ○木製又は木目調などによる和風の広告物とする。
	門・垣・塀	○黒色、灰色又は茶色系の落ち着いた色彩、素材とする。	○やきものを取り入れたデザインとする。 ○板塀や生垣などとする。

※建築設備：電気、ガス、給・排水、冷・暖房等の設備

※準防火地域内においては、建築基準法に応じた所要の構造とすること。

別表2（第5条関係）

区分	提出を要する者	提出書類
施行者が個人の場合	施行者。ただし、施行者が共有など複数の場合は、共有者全員	納税証明書等住所地に市町村税の滞納がない旨確認できる証明書
施行者が法人の場合	法人及び当該法人の代表者	(1) 法人にあつては、納税証明書等法人所在地に市町村税の滞納がない旨確認できる証明書 (2) 当該法人の代表者にあつては、納税証明書等住所地に市町村税の滞納がない旨確認できる証明書
施行者が任意の団体の場合	団体を構成する者全員	納税証明書等住所地に市町村税の滞納がない旨確認できる証明書